

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年10月25日

静岡県知事 鈴木康友

### 静岡県条例第45号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

#### 目次

#### 第1章 関係条例の一部改正

第1節 知事直轄組織関係（第1条）

第2節 経営管理部関係（第2条—第8条）

第3節 くらし・環境部関係（第9条—第13条）

第4節 健康福祉部関係（第14条—第16条）

第5節 交通基盤部関係（第17条・第18条）

第6節 教育委員会関係（第19条・第20条）

第7節 公安委員会関係（第21条—第27条）

#### 第2章 経過措置

第1節 通則（第28条・第29条）

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置（第30条—第33条）

第3節 その他（第34条）

#### 附則

#### 第1章 関係条例の一部改正

#### 第1節 知事直轄組織関係

（静岡県統計調査条例の一部改正）

第1条 静岡県統計調査条例（平成20年静岡県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（罰則）</p> <p><b>第15条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第16条</b> 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第17条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、</p>	<p>（罰則）</p> <p><b>第15条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第16条</b> 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第17条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、</p>

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**第2節 経営管理部関係**

(静岡県情報公開条例の一部改正)

**第2条** 静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) <b>第38条</b> 第22条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) <b>第38条</b> 第22条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県行政不服審査会条例の一部改正)

**第3条** 静岡県行政不服審査会条例（平成27年静岡県条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) <b>第10条</b> 第4条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) <b>第10条</b> 第4条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

**第4条** 個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年静岡県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<b>第21条</b> 第10条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。  <b>附 則</b> 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第53条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	<b>第21条</b> 第10条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。  <b>附 則</b> 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第53条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

**第5条** 静岡県公文書等の管理に関する条例（令和6年静岡県条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第47条</b> 第32条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p><b>第47条</b> 第32条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第6条** 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第20条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p><b>第20条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>

**第20条の3** 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) (略)

4・5 (略)

**第20条の3** 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) (略)

4・5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

**第7条** 職員の分限に関する条例（昭和28年静岡県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(失職の例外)	(失職の例外)

**第8条** 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 (略)

**第8条** 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により拘禁刑以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県特別職職員の退職手当に関する条例の一部改正)

**第8条** 静岡県特別職職員の退職手当に関する条例（平成9年静岡県条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の支払の差止め) <b>第7条</b> 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 特別職職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 知事は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	(退職手当の支払の差止め) <b>第7条</b> 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 特別職職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 知事は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～8 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

**第8条** 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第6条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

**第9条** 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～8 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

**第8条** 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第6条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

**第9条** 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各

号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者に対し、第6条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) (略)

2～5 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第9条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、知事は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～7 (略)

号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者に対し、第6条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) (略)

2～5 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第9条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、知事は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～7 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 第3節 暮らし・環境部関係

(静岡県立自然公園条例の一部改正)

第9条 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定認定機関)	(指定認定機関)
第22条 (略)	第22条 (略)
2 (略)	2 (略)

<p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、この条例若しくは静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p><b>第52条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>第53条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><b>第54条</b> 第25条第1項の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、この条例若しくは静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p><b>第52条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>第53条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><b>第54条</b> 第25条第1項の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
（静岡県自然環境保全条例の一部改正）

**第10条** 静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第26条</b> 第17条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第27条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><b>第26条</b> 第17条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第27条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
（静岡県希少野生動植物保護条例の一部改正）

第11条 静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年静岡県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第40条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>第41条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><b>第40条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>第41条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、 6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正）

第12条 静岡県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年静岡県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p><b>第15条</b> 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第15条</b> 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部改正）

第13条 静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第120条</b> 第16条、第21条第1項、第39条、第44条第1項、第45条第1項、第45条の2第1項、第48条第1項若しくは第2項又は第85条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第121条</b> 第58条第2項又は第97条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第122条</b> 第23条第3項、第29条第1項又は第47条第3項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p>	<p><b>第120条</b> 第16条、第21条第1項、第39条、第44条第1項、第45条第1項、第45条の2第1項、第48条第1項若しくは第2項又は第85条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第121条</b> 第58条第2項又は第97条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第122条</b> 第23条第3項、第29条第1項又は第47条第3項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。</p>

<p>る。</p> <p><b>第123条</b> 第13条第1項、第15条第1項、第35条から第36条の2まで又は第38条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</p>	<p>する。</p> <p><b>第123条</b> 第13条第1項、第15条第1項、第35条から第36条の2まで又は第38条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**第4節 健康福祉部関係**

(静岡県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

**第14条** 静岡県心身障害者扶養共済制度条例(昭和44年静岡県条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年金の支給停止)</p> <p><b>第12条</b> 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>懲役又は禁固の刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(年金の支給停止)</p> <p><b>第12条</b> 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正)

**第15条** 静岡県ふぐの取扱い等に関する条例(昭和52年静岡県条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p><b>第19条</b> 第3条又は第4条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第19条</b> 第3条又は第4条の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

**第16条** 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年静岡県条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p><b>第23条</b> 第19条の規定による命令(第18条第1</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第23条</b> 第19条の規定による命令(第18条第1</p>

<p>項第4号又は第5号に係るものに限る。)に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第24条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>第25条</b> 第16条第3号又は第4号の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p>	<p>項第4号又は第5号に係るものに限る。)に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第24条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>第25条</b> 第16条第3号又は第4号の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**第5節 交通基盤部関係**

(静岡県砂防指定地管理条例の一部改正)

**第17条** 静岡県砂防指定地管理条例(平成15年静岡県条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p><b>第16条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第16条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県屋外広告物条例の一部改正)

**第18条** 静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第32条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><b>第32条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**第6節 教育委員会関係**

(静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正)

**第19条** 静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第21条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げ</p>	<p><b>第21条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げ</p>

る者にあつては、その支給を一時差し止めた  
期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該  
基準日に対応する支給日の前日までの間に  
退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)  
で、その退職した日から当該支給日の前日  
までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給  
を一時差し止める処分を受けた者(当該処  
分を取り消された者を除く。)で、その者の  
在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁  
錮以上の刑に処せられたもの

**第21条の3** 任命権者は、支給日に期末手当を  
支給することとされていた職員で当該支給日  
の前日までに退職したものが次の各号のい  
ずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給  
を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの  
間に、その者の在職期間中の行為に係る刑  
事事件に関して、その者が起訴(当該起訴  
に係る犯罪について禁錮以上の刑が定めら  
れているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23  
年法律第131号)第6編に規定する略式手続  
によるものを除く。第3項において同じ。)を  
され、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の  
各号のいずれかに該当するに至った場合に  
は、速やかに当該一時差止処分を取り消さ  
なければならない。ただし、第3号に該当す  
る場合において、一時差止処分を受けた者がそ  
の者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関

る者にあつては、その支給を一時差し止めた  
期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該  
基準日に対応する支給日の前日までの間に  
退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)  
で、その退職した日から当該支給日の前日  
までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給  
を一時差し止める処分を受けた者(当該処  
分を取り消された者を除く。)で、その者の  
在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘  
禁刑以上の刑に処せられたもの

**第21条の3** 任命権者は、支給日に期末手当を  
支給することとされていた職員で当該支給日  
の前日までに退職したものが次の各号のい  
ずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給  
を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの  
間に、その者の在職期間中の行為に係る刑  
事事件に関して、その者が起訴(当該起訴  
に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定め  
られているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和  
23年法律第131号)第6編に規定する略式手  
続によるものを除く。第3項において同  
じ。)をされ、その判決が確定していない場  
合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の  
各号のいずれかに該当するに至った場合に  
は、速やかに当該一時差止処分を取り消さ  
なければならない。ただし、第3号に該当す  
る場合において、一時差止処分を受けた者がそ  
の者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関

<p>し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分のために明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に<del>関し</del>禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分のために明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に<del>関し</del>拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部改正)

**第20条** 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p><b>第21条</b> 第14条の2第1項の規定に違反した者は、2年以下の<del>懲役</del>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第14条の3の規定に違反した者は、1年以下の<del>懲役</del>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第10条の7第1項の規定に違反した者は、6月以下の<del>懲役</del>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第21条</b> 第14条の2第1項の規定に違反した者は、2年以下の<del>懲役</del>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第14条の3の規定に違反した者は、1年以下の<del>懲役</del>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第10条の7第1項の規定に違反した者は、6月以下の<del>懲役</del>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>4～8 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 第7節 公安委員会関係

(静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

**第21条** 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第20条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><b>第20条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

**第20条の3** 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) （略）

2 （略）

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

**第20条の3** 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) （略）

2 （略）

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

<p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県金属くず営業条例の一部改正)

第22条 静岡県金属くず営業条例（昭和32年静岡県条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p><b>第24条</b> 第5条の無許可営業の禁止規定又は第16条第1項若しくは第2項の営業停止の処分に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第24条</b> 第5条の無許可営業の禁止規定又は第16条第1項若しくは第2項の営業停止の処分に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県迷惑行為等防止条例の一部改正)

第23条 静岡県迷惑行為等防止条例（昭和38年静岡県条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p><b>第12条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第14条</b> (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第12条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第14条</b> (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県暴力団排除条例の一部改正)

第24条 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2 (略)	(罰則) 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県暴走族等の根絶に関する条例の一部改正)

第25条 静岡県暴走族等の根絶に関する条例（平成14年静岡県条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第15条 第14条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 (略)	(罰則) 第15条 第14条の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第26条 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成4年静岡県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第9条 第4条第1項の規定による警察官の命令又は同条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。 2 (略)	(罰則) 第9条 第4条第1項の規定による警察官の命令又は同条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県集団示威運動等に関する条例の一部改正)

第27条 静岡県集団示威運動等に関する条例（昭和36年静岡県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第11条 次の各号の <u>一</u> に該当する者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第11条 次の各号の <u>いずれか</u> に該当する者は、6月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処

<p>(1) 第3条の規定による許可を受けないで集団示威運動等を行つた主催者又はこれらの集団示威運動等を指導し、若しくは<u>せん動した者</u></p> <p>(2) 第3条の規定による許可の内容のうち、進路、場所若しくは時間を変更し、又は条件に違反して行われた集団示威運動等の主催者（第8条の規定による措置を講じたことが証明された主催者を除く。）又はこれらの集団示威運動等を指導し、若しくは<u>せん動した者</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>する。</p> <p>(1) 第3条の規定による許可を受けないで集団示威運動等を行つた主催者又はこれらの集団示威運動等を指導し、若しくは<u>煽動した者</u></p> <p>(2) 第3条の規定による許可の内容のうち、進路、場所若しくは時間を変更し、又は条件に違反して行われた集団示威運動等の主催者（第8条の規定による措置を講じたことが証明された主催者を除く。）又はこれらの集団示威運動等を指導し、若しくは<u>煽動した者</u></p> <p>2 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 第2章 経過措置

### 第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

**第28条** この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

**第29条** 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

### 第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第30条** 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯し

た禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（静岡県特別職職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第31条** 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第8条の規定による改正後の静岡県特別職職員の退職手当に関する条例第7条第1項及び第5項、第8条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第11条第4項並びに静岡県特別職職員の退職手当に関する条例第11条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第32条** 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第19条の規定による改正後の静岡県教職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第33条** 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第21条の規定による改正後の静岡県地方警察職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

### 第3節 その他

（経過措置の規則への委任）

**第34条** この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。